

説明

タイの企業の研究開発センターの開発推進センターのプロジェクト

(Promotion Center for the Development of Company R&D Centers in Thailand, CRDC)

タイ国立科学、技術とイノベーション政策委員会局

と

社会、科学と技術研究開発財団

の協力の下

1. 原則と背景

タイ政府は、中所得国のトラップ(Middle Income Trap: MIT) から撤回するように、国の競争力(成長・競争力)を高めることを駆動するために、国の経済と社会の発展の重要な原動力としての科学及び技術を使用することの重要性を認識しています。政府の狙いは、2016年以内に国内総生産(GDP)の1%に国の科学技術面の研究への投資を増やし、次の段階にGDPの2%を目指します。そして、2016年以内に人口10,000人の当たり15人に科学技術の人材開発を目指し、次の段階に人口10,000人の当たり25人までに努めます。ある投資部分に参与する重要な者は両方のタイ企業や外国企業である民間部門です。政府は、民間部門の投資の重要性を認識し、企業へのインセンティブを提供することのような様々な分野を支援する役割を果たします。それは、財務、税務、人材開発の推進、科学技術のインフラの投資及び関連する法律や規制の改善、特に、タイの競争力を開発するための企業の研究開発センター(R&Dセンター)の設立を支援する政策などがあります。

タイ国立科学、テクノロジーとイノベーション政策委員会局(STI)と社会、科学と技術研究開発財団の科学と技術部開発と関連機関は、業界の能力開発をサービスと支援するために、「タイの企業のR&Dセンターの開発推進センター(Promotion Center for the Development of Corporate R&D Centers in Thailand)」のプロジェクトを提供しました。それは、集約的に技術を開発するための研究開発への投資に推進し、民間部門への促進や事業上のリスクの減少を支援し、そして、タイの長期的な競争力を高めことを支援します。

2. 目的

2.1 タイ国の研究開発に投資する金額が2016年に国内総生産(GDP)の1%に、そして2021年に国内総生産(GDP)の2%に達成するような政府政策に従って、研究開発への民間投資を促進します。その投資の比率は民間：政府が70:30とします。

2.2 タイ国内の民間部門(両方のタイ企業と外国企業)の研究開発センターを促進と強化するために、ワンストップサービス(one stop service)を提供します。

2.3 民間企業の技術とイノベーションの開発における意識や能力を高めます。

3. 運用/役割/義務の範囲



タイ国内の民間部門（両方のタイ企業と外国企業）の研究開発センターを促進と強化するために、ワンストップサービス（one stop service）を下記のように提供します。

3.1 民間企業が政府の機関のサービス及び研究開発の支援システムに容易にアクセスするように促進します。

3.2 民間企業のニーズに応じて、政府、民間部門や様々な機関の人員を連結します。

3.3 民間部門に研究開発センターの設立の場所を提供します。

3.4 民間企業のニーズに応じて、政府、民間部門や様々な機関の関連機器、ツール及び実験室を連結します。

3.5 イノベーションに貢献するために、研究開発ネットワークの検索や作成に調整と容易にします。

3.6 科学技術の人材の発展に寄与するために、国内外機関からの様々な技術や知識を検索して、移転（技術移転）します。

3.7 タイ国内の民間部門の研究開発やイノベーションの投資を支援するための政策提言を研究や分析し、提案します。

4. 支援措置

4.1 ターゲット業界の奨励措置

完全な労働者レベル及びの完全な労働者の世代のような包括的な開発を達成するために、人材育成、技術開発及びインフラ整備開発に政府部門との共同投資を支援します。

4.2 民間部門の研究開発センターの育成措置

業界リーダーの競争と開発を支持するため、イノベーション作成の社会に民間部門の能力を向上させるために、研究開発社会に可用性と精通ができる小型民間部門を育成する活動と場所を支援します。

4.3 ナショナル・イノベーションの開発措置

高価値のイノベーションを保有する国になるために、タイ国内のイノベーションの開発が生じるように、政府部門との共同投資及び政府部門と民間部門の両方を連結する機構を支援します。

5. 出願者の資格

5.1 タイの企業の研究開発センターの開発推進センターのターゲット業界又は事業又は技術であるものとする。

5.2 タイ株は資本金の51%以上であるものとしますが、民間部門の研究開発センターの育成措の支援を申請者を除きます。

5.3 共同包括的かつ持続可能の研究開発を推進するために、民間部門や学界との共同活動の取り組みに実施するものとする。

5.4 民間部門の研究開発センターの発展につながる研究開発や関連活動の結果を表示するものとする。

5.5 タイの企業の研究開発センターの開発推進センターに、タイ国の持続可能性の競争力を高めることに関連する目的、範囲や実施計画、支援の形式及び期待する結果を示ようにアプリケーションを提出するものとする。

6. 特権

6.1 タイの企業の研究開発センターの範囲、役割及び義務に基づくサービスを支援されます。

6.2 タイの企業の研究開発センターの支援措置の支援検討を受けるために、アプリケーションやプロジェクト提案を提出する権利があります。

6.3 タイ国内の民間部門の研究開発やイノベーションの投資を支援するための政策提言を提出する権利があります。

6.4 政府部門の研究開発の支援措置によって、実施する活動に従う様々な権利及び利益です。

7. 支援検討の基準

タイ国の持続可能性の競争力を高めるための活動の影響を考慮します。

7.1 タイ国に移転する産業界と一致している技術の数、又はタイ国のターゲット活動の数

7.2 開発製品又はイノベーションの数

7.3 生じる科学や技術における協力の数

7.4 タイ国内で開発されている人員の数

7.5 支援を申請する活動下の投資額

7.6 生じる経済的価値

7.7 タイ国の持続可能性の競争力高めることにつながる他のこと

